

# 随意契約理由

令和8年(2026年)4月30日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	チャットツールサービス利用
契約内容	チャットツールサービス利用
契約締結日 及び契約期間	令和8年3月23日 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府貝塚市脇浜4-2-22 株式会社南大阪電子計算センター
契約金額	1,900,800円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>本業務は、委任状に基づき大阪市町村スマートシティ推進連絡会議が事業者選定した後、当該選定された事業者と本市との間で契約を行うものであり、契約期間を12ヶ月とする新たな契約を結ぶため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するもの。</p>